

流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）

流山市敬老祝金支給条例（昭和50年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「99歳以上」を「100歳」に改める。

第3条第1号中「20,000円」を「10,000円」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「以上」を削り、同号を同条第2号とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

流山市敬老祝金支給条例（昭和50年条例第15号）新旧対照表

改正後	改正前
○流山市敬老祝金支給条例 昭和50年3月25日 条例第15号 改正 昭和59年9月28日条例第33号 平成9年12月24日条例第26号 平成21年12月28日条例第27号 平成23年3月25日条例第4号 平成24年3月30日条例第1号 (目的) 第1条 この条例は、高齢者に対し敬老祝金（以下「祝金」という。）を支給し、長寿を祝福するとともに敬老思想の高揚を図り老人福祉の増進に寄与することを目的とする。 (支給要件) 第2条 祝金は、次の各号に掲げる要件を有する者に支給する。 (1) 88歳又は100歳の者 (2) 誕生日の属する月（以下「誕生月」という。）の1日において、本市に引き続き5月以上居住し、かつ、当該居住に係る期間について本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている者 (祝金の額) 第3条 祝金の額は、次の各号に定める額とする。 (1) 88歳の者 10,000円 (2) 99歳の者 30,000円 (3) 100歳以上の者 50,000円 (祝金の支給) 第4条 祝金は、原則として第2条第1号に掲げる年齢に係る誕生月中に支給するものとする。 (委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。 2 流山市敬老年金条例（昭和48年流山市条例第12号）は、廃止する。 附 則（昭和59年9月28日条例第33号） この条例は、昭和60年4月1日から施行する。 附 則（平成9年12月24日条例第26号）	○流山市敬老祝金支給条例 昭和50年3月25日 条例第15号 改正 昭和59年9月28日条例第33号 平成9年12月24日条例第26号 平成21年12月28日条例第27号 平成23年3月25日条例第4号 平成24年3月30日条例第1号 (目的) 第1条 この条例は、高齢者に対し敬老祝金（以下「祝金」という。）を支給し、長寿を祝福するとともに敬老思想の高揚を図り老人福祉の増進に寄与することを目的とする。 (支給要件) 第2条 祝金は、次の各号に掲げる要件を有する者に支給する。 (1) 88歳又は99歳以上の者 (2) 誕生日の属する月（以下「誕生月」という。）の1日において、本市に引き続き5月以上居住し、かつ、当該居住に係る期間について本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている者 (祝金の額) 第3条 祝金の額は、次の各号に定める額とする。 (1) 88歳の者 20,000円 (2) 99歳の者 30,000円 (3) 100歳以上の者 50,000円 (祝金の支給) 第4条 祝金は、原則として第2条第1号に掲げる年齢に係る誕生月中に支給するものとする。 (委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。 2 流山市敬老年金条例（昭和48年流山市条例第12号）は、廃止する。 附 則（昭和59年9月28日条例第33号） この条例は、昭和60年4月1日から施行する。 附 則（平成9年12月24日条例第26号）

改正後	改正前
この条例は、平成10年4月1日から施行する。 附 則 (平成21年12月28日条例第27号) この条例は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 (平成23年3月25日条例第4号) (施行期日) 1 この条例は、平成23年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の流山市敬老祝金支給条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、平成22年9月2日から施行日の前日までの間に改正後の条例第2条に規定する支給要件に該当することとなった者のうち、当該支給要件に該当することとなった日から施行日の前日までの間引き続き本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原簿に登録されているものについても適用する。この場合においては、改正後の条例第4条中「第2条第1号に掲げる年齢に係る誕生月中」とあるのは、「流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例 (平成23年流山市条例第4号) の施行の日の属する月の翌月中」と読み替えるものとする。 3 改正後の条例第4条の規定にかかわらず、施行日から平成23年4月30日までの間に改正後の条例第2条に規定する支給要件に該当することとなった者の祝金は、同年5月中に支給するものとする。 附 則 (平成24年3月30日条例第1号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。	この条例は、平成10年4月1日から施行する。 附 則 (平成21年12月28日条例第27号) この条例は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 (平成23年3月25日条例第4号) (施行期日) 1 この条例は、平成23年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の流山市敬老祝金支給条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、平成22年9月2日から施行日の前日までの間に改正後の条例第2条に規定する支給要件に該当することとなった者のうち、当該支給要件に該当することとなった日から施行日の前日までの間引き続き本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原簿に登録されているものについても適用する。この場合においては、改正後の条例第4条中「第2条第1号に掲げる年齢に係る誕生月中」とあるのは、「流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例 (平成23年流山市条例第4号) の施行の日の属する月の翌月中」と読み替えるものとする。 3 改正後の条例第4条の規定にかかわらず、施行日から平成23年4月30日までの間に改正後の条例第2条に規定する支給要件に該当することとなった者の祝金は、同年5月中に支給するものとする。 附 則 (平成24年3月30日条例第1号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。